

## 社会福祉法人明徳会 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人明徳会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、監事監査、研修会等への出席に係る職務執行の対価として、報酬を現金にて支給する。

- 2 第1項の規定に関わらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

### (報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間90万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、会議等への出席1回につき、1人1万円とする。ただし源泉所得税は、この金額に含まないものとする。

### (費用弁償)

第5条 役員等が評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、監事監査、研修会等へ出席したときは、費用弁償として5,000円を現金にて支給する。ただし源泉所得税は、この金額に含まないものとする。

- 2 第1項の規定に関わらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、費用弁償は支給しない。

### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めることができる。

#### 附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。